

別記様式第 1 号（第 1 条第 1 項関係）

国際卓越研究大学に係る認定申請書

令和 8 年 7 月 3 日

文部科学大臣 殿

申請者 国立大学法人京都大学

主たる事務所の所在地 京都府京都市左京区吉田本町 36-1

大学の名称 京都大学

大学の所在地 京都府京都市左京区吉田本町36-1

法人代表者 国立大学法人京都大学学長

湊 長 博

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（以下「法」という。）
第 4 条第 2 項の規定に基づき、国際卓越研究大学の認定を申請します。

（備考）

- 1 「申請者」には、国際卓越研究大学の認定を受けようとする大学の設置者の名称を記載すること。
- 2 「主たる事務所の所在地」には、国際卓越研究大学の認定を受けようとする大学の設置者の主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 「大学の名称」には、国際卓越研究大学の認定を受けようとする大学の名称を記載すること。
- 4 「大学の所在地」には、国際卓越研究大学の認定を受けようとする大学の所在地を記載すること。
- 5 「法人代表者」には、国際卓越研究大学の認定を受けようとする大学の設置者を代表し、その業務を総理する者の氏名を記載すること。
- 6 申請者は、法第 4 条第 2 項の規定に基づき、本申請書に加え、法第 4 条第 3 項各号のいずれにも該当していることを証する書類を併せて提出すること。

国際卓越研究大学の認定に関する基準

令和 8 年 7 月 3 日

(1) 国際的に卓越した研究の実績（法第 4 条第 3 項第 1 号及び国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 2 条第 1 項に関する基準）

① 論文数（本）	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	5 年計
	8,402	8,596	7,855	7,426	7,653	39,932
②Top10%論文数（本）	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	5 年計
	946	886	842	767	780	4,221
③Top10%論文割合（％）	10.6					
④論文数の出典	Clarivate Web of Science/InCites					
⑤本務教員数（人）	3,504（令和 6 年度）					
⑥本務教員一人当たりの Top10%論文数（本）	1.20					

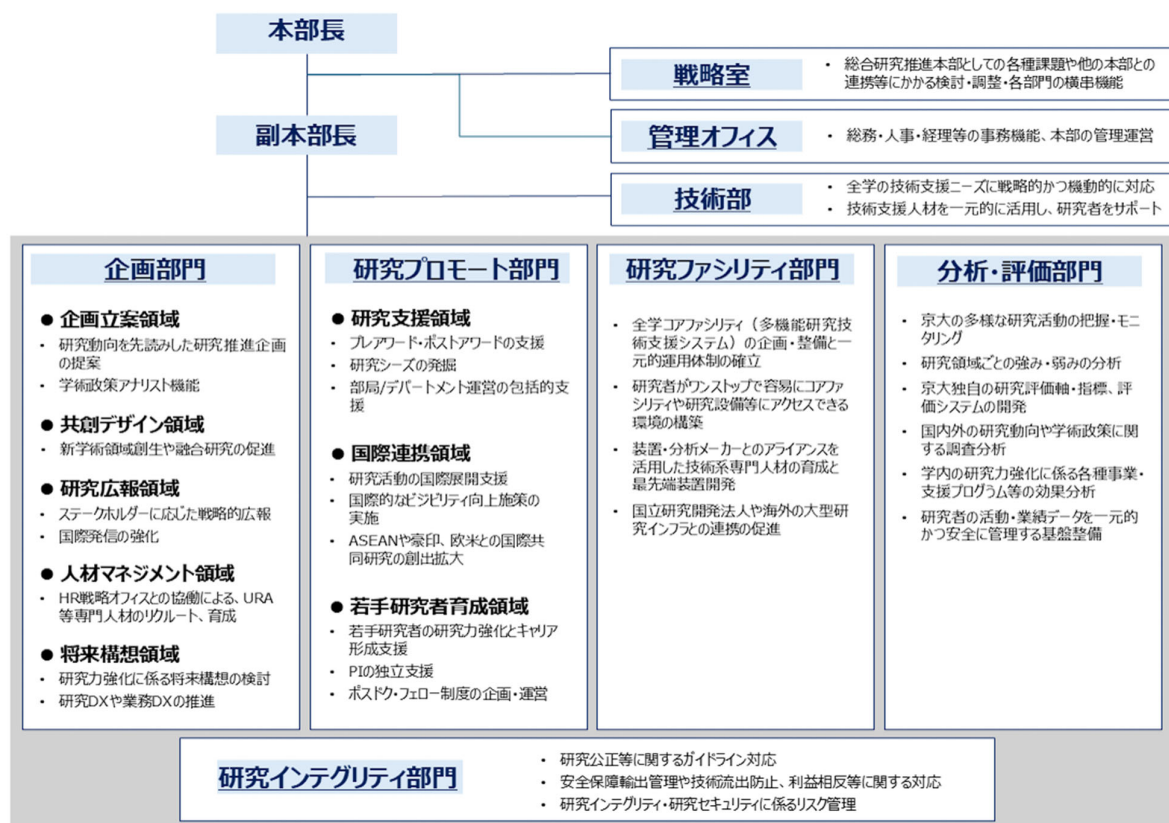
(2) 経済社会に変化をもたらす研究成果の活用の実績（法第4条第3項第2号及び規則第2条第2項に関する基準）

① 共同研究等民間負担経費（円）	R2 年度	8,463,179,234
	R3 年度	8,983,668,757
	R4 年度	11,458,507,385
	R5 年度	12,034,797,353
	R6 年度	11,562,651,871
	5 年計	52,502,804,600
	5 年平均	10,500,560,920
② 本務教員数（人）	3,504（令和6年度）	
③ 本務教員一人当たりの年間共同研究等民間負担経費合計額（円）	2,996,735	

(3) 教員組織及び研究環境等の研究の体制（法第4条第3項第3号及び規則第2条第3項に関する基準）

- ① 教員と URA、技術職員および事務職員が一体となり戦略的な研究推進を担う「総合研究推進本部」の設置
- 2012 年度に URA 組織「学術研究支援室（KURA）」を設置。独自の URA 育成カリキュラム及び勤務評価体制・無期雇用化制度を確立し、延べ 100 名を超える URA を育成・輩出。
 - 2025 年 1 月には従来の研究支援を超えて、URA 等研究マネジメント人材と事務職員が一体となって、研究推進に係る総合マネジメントを実施する全学機能組織として「総合研究推進本部」を設置。URA を増員し、戦略企画、分析・評価機能を強化するとともに、若手研究者の育成や新たな学際領域開拓の推進、コアファシリティを中心とする研究インフラの整備、経済安全保障や研究インテグリティ、研究セキュリティの確保など、研究に関係するマネジメントを総合的に実施。
 - 2025 年 10 月には、全学的な技術開発・技術支援体制を統括する「技術部（通称：KURA Tech）」を総合研究推進本部内に設置。200 名を超える技術職員が、研究推進に不可欠な技術支援を一体的に推進する体制を構築。

総合研究推進本部の概要



② 多様な分野の学術研究ネットワークの牽引の状況

- 世界トップレベル研究拠点プログラム (WPI) には、物質科学と細胞生物学の有機的な融合を目指す「iCeMS (物質－細胞統合システム拠点)」(2007 年)、生命・数理・人文学の融合研究を推進し先進的ヒト生物学を展開する「ASHBi (ヒト生物学高等研究拠点)」(2018 年) の 2 拠点が採択されているほか、iPS 細胞研究をリードする「iPS 細胞研究所」(2010 年) も有し、融合領域や新たな分野の研究を牽引。
- 共同利用・共同研究拠点 (国際拠点含む) について国内最大の 14 拠点を有するとともに、直近 5 年間で科研費・特別推進研究において国内トップレベルの 8 名の研究代表者を輩出しており、幅広い分野において学問の進展や社会の変化に応じ、先端的・学際的な研究が生まれる土壌が存在。

③ 国際研究協力に係る体制

- 欧州・北米・ASEAN・アフリカの各地域に全学海外拠点やオフィスや On-site Laboratory を設置し国際研究協力を推進する体制を整備。
- 世界に卓越した複数の大学と戦略的パートナーシップを締結し、分野横断かつ先端研究を推進。
【ASEAN】70 年に及ぶ強い連携基盤の下で、複数の On-site Laboratory やフィールド研究拠点を設置し、教育研究体制を構築
【アフリカ】50 年に及ぶ学術ネットワークの下、フィールド研究拠点を設置し、教育研究体制を構築
【インド】IIT ルールキー校に On-site Laboratory を設置し、研究協力体制を整備
【欧州】ハイデルベルク大学や複数の戦略的パートナーシップ校と連携体制を構築
【北米】カリフォルニア大学グループに On-site Laboratory を設置し連携体制を構築

④ 若手研究者・女性研究者・外国人研究者の登用・活躍に係る体制

- 若手研究者の自由で独創的な研究提案を国際公募する「白眉プロジェクト」を 2009 年から自己財源により開始。これまでに 276 名 (うち外国人研究者 59 名) を受入れ。また 2019 年から文部科学省補助事業で実施している「世界視力を備えた次世代トップ研究者育成プログラム」(通称 L-INSIGHT) では、本学若手研究者の世界トップ研究サークルへの参入を支援する体制を整備、プログラムを提供。
- 女性教員比率は 2021 年 5 月 1 日時点で 13.2% (国立大学 86 機関中で 75 位) と低位にあるため、達成目標 (20%) を掲げた男女共同参画推進アクションプラン (2022 年～2027 年) を策定し、女性研究者のキャリアアップ支援やサポート体制を充実。2022 年度は 14.5%、2023 年度は 16.6%、2024 年度は 18.4%、2025 年度においては 19.2%と、2022 年度を境に女性教員比率は上昇傾向。
- 外国人研究者をはじめとする研究者の受け入れを円滑に行うため、来日までの諸手続きや日本での生活のセットアップをワンストップでサポートする体制を整備。また本学着任後は、URA 等が英語での情報提供や学内でのネットワーク構築を支援する研究支援体制を整備。

⑤ 事務職員や研究マネジメント人材、専門職人材の配置

- 職員の国際対応能力の向上を図るため、英語研修や海外研修を実施。特に、WPI に採択された研究拠点では、バイリンガル・スタッフを多数配置。
- 国際・学際をはじめとする多様な研究支援プログラムを URA が学内外で展開することにより、研究大学強化促進事業 (2013-2022 年度) において「S」評価を獲得。

⑥ 研究施設及び研究設備

- 学内の各キャンパスに多岐にわたる研究分野を抱える本学の実情に合わせ、部局の壁を越えて設備共用を促進する5つの「設備サポート拠点」を各地区に整備。
- 学術情報リポジトリ「KURENAI」は、収録論文数・アクセス数ともに着実に増加しており、世界の機関リポジトリのランキングで第4位（2022年度、国内では第1位）を獲得。

⑦ 研究インテグリティの確保体制

- 総合研究推進本部研究インテグリティ部門に、専門人材を配置し、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクへの対処のための体制を整備。

(4) 民間事業者との連携協力体制等の研究成果の活用の体制（法第4条第3項第4号及び規則第2条第4項に関する基準）

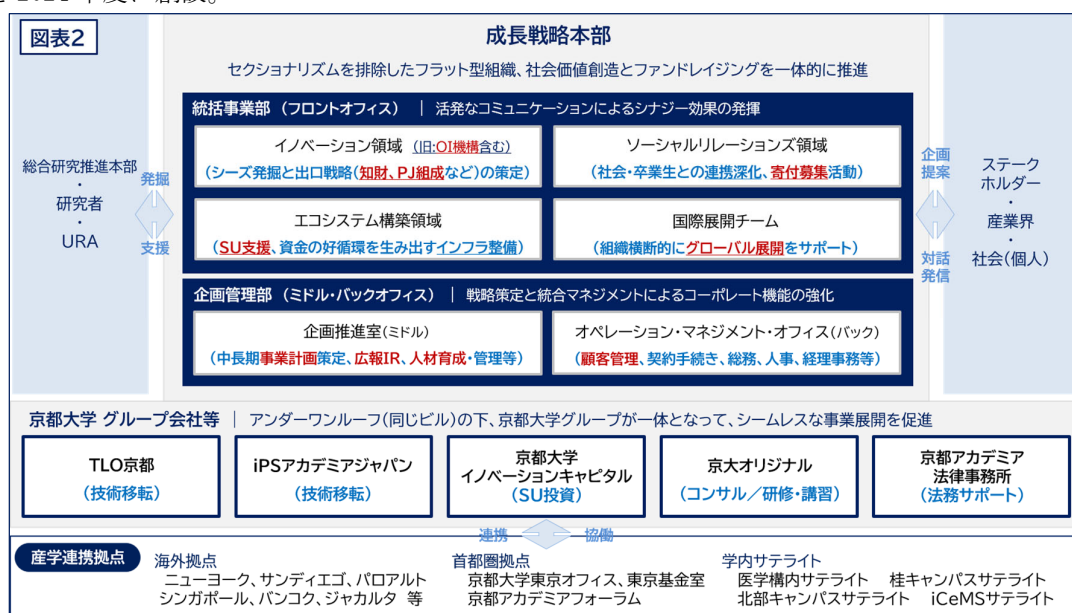
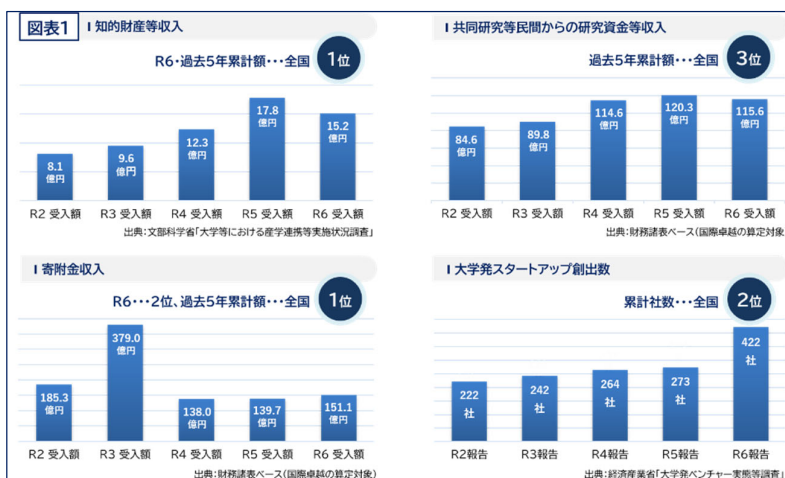
グループ一体となって社会的価値の創造とファンドレイジングを推進する「成長戦略本部」を設置

2024年4月、産官学連携本部、オープンイノベーション機構等を統合し、ファンドレイジング、知財・イノベーション戦略策定、スタートアップ支援等の機能を一元的に備えた成長戦略本部を設置

（図表2参照）。160名超の専門人材等を有する成長戦略本部と京大グループ会社が一体となって連携することにより、知的財産等収入、共同研究等民間からの研究資金受入額や大学発ベンチャー数等は国内屈指の実績を誇る（図表1参照）。

なお、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」を踏まえ、以下の取り組みを実施している。

- 知的財産の活用に対するマネジメント強化の取組の一環として「株式会社 TLO 京都」及び「iPS アカデミアジャパン株式会社」を子会社化。
- 資金の好循環を促す取り組みとして、間接コスト比率の適正化の観点から 2021 年度に共同研究の間接経費比率を 10%から 30%へ引き上げ。
- 共同研究、寄附金等の民間資金等からタイムチャージによる報酬の積算を可能とする「P I 人件費支出制度」を 2021 年度に導入。
- 国際的に卓越した業績を誇る研究者獲得の一環として「寄附の運用益を活用した冠教授等制度」を 2024 年度に創設。



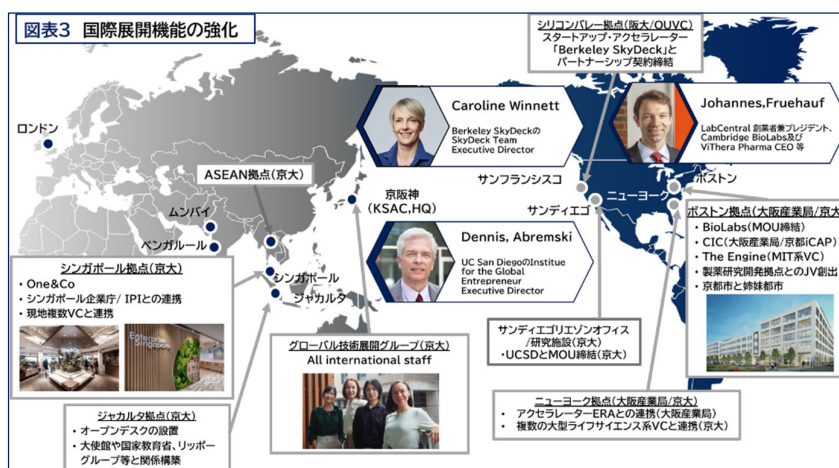
主幹機関として関西及び全国の国際展開NWのスタートアップエコシステムの形成を牽引

2016 年より出資対象の研究シーズを発掘・支援するため、GAP ファンドプログラム（GAP）及びインキュベーションプログラム（IPG）による助成制度を開始し、2021 年度までに GAP 100 件、IPG 50 件を支援。2022 年度からは京大基金を財源として IPG-Advance を開始し、2023 年度からは三菱商事（株）からの寄附により、Startup Catapult を開始するなど、起業プロジェクトの事業化フェーズごとに、支援金額、支援年数の異なる複数のプログラムを実施している。

2014 年 12 月に設立した京都イノベーションキャピタル株式会社（京都 iCAP）は、2016 年に京都 iCAP の 1 号ファンド、2021 年には同 2 号ファンドによる出資を開始、これまでに 81 社に出資（うち、創業案件は 60% 超）し、投資先時価総額は 4,800 億円超にまで成長している（2026 年 3 月末現在）。

さらに、関西圏の大学や、産業界・金融機関・自治体等 80 以上の機関が参画して、地域や組織を超えて連携しながら人材・研究課題・資金の好循環の構築を目指すプラットフォーム「関西スタートアップアカデミア・コアリション（KSAC）」を形成し、本学はその主幹機関として KSAC-GAP ファンド等によるスタートアップ支援を牽引している。なお、KSAC は国際展開機能の強化を特に重視しており、プラットフォームとしての強みを存分に活かせる海外都市での拠点開設や、個々の大学がすでに保有する海外ネットワークの KSAC 全体への共有、及び海外ベンチャーキャピタルやアクセラレーターとの連携により、国際展開機能の強化を図っている（図表 3 参照）。

このほか、創業に向けたインフラ支援としては、京都大学の研究成果の事業化を行う「スタートアップ企業」または「起業予定の個人」を対象とした京都大学ベンチャーインキュベーションセンター（KUViC）を整備、運営している。



専門的な壁を超え、幅広いキャリア形成を支援する実践的な起業家教育プログラム

京都 iCAP において、ベンチャーキャピタル業務を学びながら学内シーズを基に起業を目指す客員起業家制度「Entrepreneur in Residence」を運用し、2024 年度は 2 名が会社を設立（うち 1 社は資金調達に成功）。2025 年度も新たに着任した 2 名が創業準備を進めている。

また、実践的な起業家教育プログラムとして、成長戦略本部の IMS 起業・教育部を中心に、難易度別にコースを設定し、入門レベルから実際のローンチまでをカバーするプログラムを実施。起業マインド・アントレプレナーシップを発揮して社会に新たな価値を創出する「産学協同教育コース」では、8 つのカテゴリーにおいて 15 のコースを提供している。

このほか、グローバルスタンダードのデジタル・ファブリケーションツールを備えた KUEP : Kyoto University Entrepreneurs Platform を整備し、ビジネスアイデアのプロトタイピングをサポートするとともに、起業に関する相談に対して、京大発起業家の協力も得ながらアイデアの評価、市場および技術の評価など、専門分野・課題・フェーズにあわせてコーチングやメンタリングを行い、一人ひとりの起業を多角的にサポートしている（2025 年度 KUEP 利用者数（延べ人数）：4,072 名）。

（５）効果的な資源の確保及び配分等の行える運営体制（法第４条第３項第５号及び規則第２条第５項に関する基準）

国立大学法人法第 21 条の 3 に基づき、国立大学法人京都大学の組織に関する規程第 3 条の 3 に運営方針会議を設置することを定め、また、国立大学法人京都大学運営方針会議規程（以下「会議規程」という）を制定し、運営方針会議の審議事項等を定めている。運営方針会議に関する基準は下記①～⑤に記載のとおり。また、監事に関する基準は下記⑥に記載のとおり。

① 体制強化計画の実効性確保

運営方針会議は、総長からの求めに応じて体制強化計画の作成又は変更に関することを議決し、体制強化計画に関する業務執行状況を監督することとしている（会議規程第 5 条第 3 項）。また、体制強化計画に関する業務執行状況について、総長は 3 月に 1 回以上、運営方針会議に報告する必要がある。さらに、運営方針会議は、体制強化計画が適切に履行できていないと認めるときは、総長に対し改善に向けた必要な措置を講ずることを求めることができ、当該措置を求められた総長は、速やかに改善に向けた措置を講ずるとともに、その内容を運営方針会議に報告する必要がある（会議規程第 6 条第 4 項において準用する同条第 1 項から第 3 項）。上記のとおり、体制強化計画の実効性確保について、運営方針会議が適切な役割を担える体制を整備している。

② 構成員の多様性と適正規模の両立

運営方針会議の構成員は、学外者及び本学の理事又は職員を合わせて 3 名以上の運営方針委員及び総長を構成員として組織するとともに、運営方針会議の構成員の過半数は学外者とするとしている（会議規程第 2 条第 1 項、第 3 項）。

現在、運営方針会議の構成員として 11 名が任命されており、このうち過半数の 6 名が学外者である。また、議長は委員の互選により学外者が務めているほか、外国籍の者が 1 名、女性が 3 名、国外大学の経営に携わった者が 2 名、民間企業の経営に携わった者が 4 名など、構成員の知識、能力、経験やジェンダーバランス等の多様性に配慮したバランスのとれた構成かつ適正な規模としている。

構成員の知識、能力等の詳細は、下記に掲載する「国立大学法人京都大学運営方針会議スキル・マトリックス」に記載のとおり。

③ 大学執行部からの独立性担保

運営方針会議の運営に関しては、国立大学法人京都大学運営方針会議の運営に関する規程を定めている。同会議の開会については、構成員の過半数の出席かつ学外委員の 3 分の 1 以上並びに学内委員及び総長を合わせた 3 分の 1 以上の出席が求められている（同規程第 3 条）。また、同会議の決議・議決については、出席する学外委員及び学内委員のそれぞれ 1 名以上の賛成を含む出席者の過半数で決することとしており、学外委員の賛成をその要件としている（同規程第 4 条）。上記のとおり、運営方針会議の開会、決議・議決について、執行部からの独立性が担保され、学外委員の専門的知見を十分に活用できる仕組みとしている。

なお、会議規程第 7 条第 1 項に規定する議案（総長の解任に係る総長選考・監察会議への報告）については、運営方針委員の 3 分の 2 以上かつ学外委員及び学内委員のそれぞれ半数以上が出席し、出席するそれらの委員のそれぞれ 1 名以上の賛成を含む出席者の総数の 3 分の 2 以上の賛成により決することとし、より厳格な特別多数決を導入している（同規程第 5 条）。

④ 学内に対する客観性担保

上記②に記載のとおり、運営方針会議の構成員の過半数は学外者としており、また、上記③に記載のとおり、運営方針会議の開会については、学外委員の3分の1以上（又は半数以上）の出席が求められ、さらに決議・議決については、学外委員の賛成をその要件としていることから、学内に対する客観性が担保された仕組みとしている。

⑤ 法人の長の資質の明確化及び適任者選考への役割

運営方針会議は、国立大学法人法第12条第6項に基づく総長に求められる資質・能力等の選考基準及び総長の選考に関する事項について、総長選考・監察会議に意見を述べるができることとしている（会議規程第7条第2項）。また、総長選考・監察会議は、当該意見を受けたときは、当該意見の内容を審議し、当該意見への対応についてその理由を付して運営方針会議に報告することとされており（国立大学法人京都大学総長選考・監察会議規程第3条第3項）、運営方針会議がその役割を適切に果たせる体制を整備している。

⑥ 監事と監査部門の機能

本学の監事の体制は、従前の常勤監事1名・非常勤監事1名の体制から、2024年9月に常勤監事2名の体制に変更し、監事による監査がより実効的に機能するよう体制を強化した。監事の業務を支える体制は、監事の業務を支援する監事支援室を設置し専任職員を配置するとともに、独立した専門の監査部門として監査室を設置している。

国立大学法人京都大学運営方針会議構成員スキル・マトリックス

氏名	大学の教育研究活動	大学における国際化及び国際研究協力の推進	国内大学の経営	国外大学の経営	国内外の先進的な研究	研究成果を活用した新事業の創出の動向	大学に関する法律	大学に関する会計	DEIB	DX	人材戦略
金出 武雄	●	●		●	●					●	
Sachiko Kuno (久能 祐子)		●		●		●			●		
澤田 純					●	●				●	
中西 友子	●		●				●		●		
平野 信行			●					●	●		●
堀場 厚					●	●					●
稲垣 恭子	●	●							●		
岩井 一宏	●	●			●						
江上 雅彦	●	●				●		●			
北川 進	●	●			●						
湊 長博	●	●	●			●	●				

本スキル・マトリックスは、該当の分野について特に知識、能力、経験を有しており、これらに基づいて本学として特に期待する分野を示している。

(6) 研究に関する業務と管理運営に関する業務の適切な役割分担等の業務執行体制（法第4条第3項第6号及び規則第2条第6項に関する基準）

● 総長のリーダーシップを支える執行部の体制

執行部の体制については、学長である総長が全体を総理し、プロボスト及びCF0を配置している。また、研究・教育・経営を推進していくにあたり、適切な権限と責任の分担による業務執行体制となるよう、10名の理事を配置し（プロボスト及びCF0を含み、非常勤1名を含む）、このうち3名を学外の者から任命している。それぞれの理事が経験や専門的な知見を活かしながら、総長のリーダーシップを支える効果的・効率的な業務執行体制を構築している。

● プロボストによる全学の戦略調整と教育研究の統括

京都大学は、「京都大学版プロボスト」によるガバナンス改革を構想に掲げ、2017年6月に指定国立大学法人に指定された。2017年10月に国立大学で初めてプロボストを任命し、大学運営におけるトップダウンの方針とボトムアップの意思の調整に基づく全学的な戦略立案を行ってきた。

2026年1月に学内規定を改正し、プロボストの役割を「教育研究に関する業務を掌理し、研究力強化及び教育改革を実行する」ものとして新たに位置づけ、プロボストが総合研究推進本部や教育改革戦略本部等の教学支援組織を統括し、研究力強化や教育改革に関する施策の実行を担う体制を構築している。

● CF0による事業財務の統括

2024年4月に新たに理事のうち1名をCF0に任命し、法人全体の財務情報を一元的に集約し、分析したうえで、予算計画の立案を行っている。2026年1月にその役割について「経営戦略に関する業務を掌理し、事業・財務戦略を実行する」ものとして学内規定に新たに位置づけ、CF0が成長戦略本部等の経営支援組織を統括し、事業・財務戦略に関する施策の実行を担う体制を構築している。

資金運用は、CF0の統括のもと、2026年4月にCIO（最高投資責任者）を配置するとともに、国内有数の研究者や資産運用機関の実務家などの識者で構成される資金運用管理委員会が策定した資金運用計画に基づき実施しており、資金の管理・運用状況については運営方針会議に報告し透明性を確保している。

● 総長、プロボスト及びCF0による戦略的意思決定システム

総長が、大学運営に係る特に重要な事項*について機動的かつ的確な戦略的意思決定を行うため、総長、プロボスト及びCF0の3者による戦略調整を行う仕組みを設けている。

*：基本方針、経営戦略、資源配分の決定や運営方針会議による決議が必要な事項（運営方針事項）の案の策定等

● 総長、プロボスト及びCF0の業務を支える専属オフィスの設置

上記の戦略調整や、総長、プロボスト及びCF0の各々の業務における情報の収集・分析、戦略立案を可能とするため、専属の総長オフィス（2026年から総長戦略オフィス）、プロボストオフィス、CF0オフィスによる3オフィス運営体制を2024年4月に整備した。オフィスには、その機能に応じてURAや会計士など専門職を配置し多職種協働型の組織とすることで、総長、プロボスト及びCF0による高

度な意思決定を支える体制を構築している。

● 全学会議の着実な運営と多様な意見の大学経営への反映

国立大学法人法に基づき、運営方針会議、役員会、経営協議会、教育研究評議会を設置しており、それぞれの役割に応じ、所管事項を審議又は決議し、京都大学の安定的な運営を行っている。特に、運営方針会議においては構成員 11 名のうち過半数の 6 名を、経営協議会においては委員 21 名のうち 3 分の 2 にあたる 14 名を、学术界、産業界、経済界、行政など広く学外の者から任命しており、それぞれの高い専門性や知見を得て、京都大学の経営に多様な意見を反映できる体制を構築している。

● 事業推進を担う総合研究推進本部、教育改革戦略本部及び成長戦略本部の設置

事務組織や研究支援組織の一部について、従前の職種に基づいた組織から機能に基づいた組織に再編し、教員、職員及び専門職による多職種協働型の総合マネジメントを行う総合研究推進本部、教育改革戦略本部及び成長戦略本部を設置した。これにより、関連事業を強力に推進することが可能となるとともに、専門職人材のキャリアパスや人事制度を整備し、専門職人材の確保・育成に繋げ、大学の運営体制を強化する。3 つの本部の概要は以下のとおり。

組織名	設置時期	組織の目的等
総合研究推進本部	2025. 1 (R7. 1)	・ 研究戦略立案、研究推進・研究支援 ・ 研究環境の整備 ・ 研究活動の分析・評価 ・ 研究インテグリティの確保
教育改革戦略本部	2025. 4 (R7. 4)	・ 学部教育、大学院教育の改革 ・ 教育の国際化推進 ・ 入試改革 ・ 教育データと DX 活用による教育改善の展開・研究
成長戦略本部	2024. 4 (R6. 4)	・ ファンドレイジング拡大 ・ 知的財産・イノベーション戦略策定、研究成果活用推進 ・ スタートアップ支援

(7) 国際的に卓越した研究等を持続的に発展させるために必要な財政基盤（法第4条第3項第7号及び規則第2条第7項に関する基準）

①大学の収入全体（円）	R2 年度	135,839,813,571
	R3 年度	160,487,341,322
	R4 年度	135,589,975,202
	R5 年度	137,226,742,728
	R6 年度	140,568,270,499
	5 年計	709,712,143,322
②基盤的経費や授業料・検定料等を除いた額（円）	R2 年度	63,840,974,635
	R3 年度	85,703,870,024
	R4 年度	63,640,132,021
	R5 年度	65,577,932,203
	R6 年度	69,969,115,198
	5 年計	348,732,024,081
③②の大学収入全体に占める割合（％）	R2 年度	47.0
	R3 年度	53.4
	R4 年度	46.9
	R5 年度	47.8
	R6 年度	49.8
	5 年平均	49.1